

		専任を要しない工事(右記以外)			専任を要する工事(3,500万円(建築一式は7,000万円)以上)			
		現場代理人	主任技術者 監理技術者	営業所専任技術者	現場代理人	主任技術者 監理技術者	営業所専任技術者	
同一工事	現場代理人		兼務可	兼務不可		兼務可	兼務不可	
	主任技術者 監理技術者	兼務可		現場近接なら可	兼務可		兼務不可	
	営業所専任技術者	兼務不可	現場近接なら可		兼務不可	兼務不可		
(後別途 工事)	専任を要しない工事	現場代理人	兼務不可 ただし要件により可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	
		主任技術者 監理技術者	兼務不可	兼務可	現場近接なら可	兼務不可	兼務不可	兼務不可
	専任を要する工事 (3,500万円(建築一式は 7,000万円以上))	現場代理人	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可
		主任技術者 監理技術者	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可	兼務不可

※工事請負契約約款第10条第3項の常駐緩和条項に基づき、町が発注する2件の工事まで兼務可(ただし2工事の合計が3,500万円未満)